

## ○鹿角市議会政務活動費の交付に関する規則

平成 28 年 9 月 29 日議会規則第 1 号

### 鹿角市議会政務活動費の交付に関する規則

鹿角市議会政務活動費の交付に関する規則（平成17年鹿角市議会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿角市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年鹿角市条例第33号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び会派に属さない議員（以下「会派無所属議員」という。）は、毎年度、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した会派の事項に変更が生じたときは、当該会派の代表者は、議長を経由して、政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条第1項の規定により申請のあった会派及び会派無所属議員（以下「会派等」という。）に対して、交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請により、会派等に対する交付決定額に変更が生じるときは、当該会派の代表者及び会派無所属議員に政務活動費交付変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 前条の規定により交付決定の通知又は交付変更の通知を受けた会派の代表者及び会派無所属議員は、政務活動費交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（政務活動費収支報告書の提出及び写しの送付）

第5条 条例第7条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第6号）とする。

2 議長は、前項の規定により提出された政務活動費収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（政務活動費の経理等）

第6条 政務活動費の交付を受けようとする会派の経理責任者及び会派無所属議員は、政務活動費の経理を明確にするため、当該会派の代表者若しくは経理責任者名義又は会派無所属議員名義の預金口座及び会計帳簿を備えなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派無所属議員は、預金通帳及び領収書等の証拠書類を整理し、預金通帳及び会計帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月23日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。